

事業計画書

【注意事項】

- ・1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。
- ・強調したい部分に下線を引いてください。
- ・「2団体の状況」を除き、次期（令和8年4月1日～令和13年3月31日）の指定管理業務で実施する内容を記載してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

横浜市中瀬谷地域ケアプラザ（以下、「当地域ケアプラザ」）の担当地区は南北に長く、環状4号線を挟んだ形での圏域であり、その中でも南に位置する当地域ケアプラザは、北部方面からは遠く、西部方面からは大通りを渡る必要があり、東部方面からは高低差のある坂を越えなければならない状況です。また勾配のある坂の途中にある施設でもあり、高齢者や乳幼児を連れての来館が困難な方が多いことが考えられます。

担当地域である瀬谷第二地区と南瀬谷地区を合わせた人口は29,568人となり、瀬谷区内地域ケアプラザ中最多となります。65歳以上の高齢者人口は8,959人、高齢化率は30.3%で瀬谷区全体の高齢化率である28.2%を超えています。

担当地域の人口（令和6年9月末）

連合町内会	総人口	65歳以上	（うち75歳以上）	高齢化率
瀬谷第二地区	22,594人	6,437人	3,898人	28.5%
南瀬谷地区	6,974人	2,522人	1,550人	36.2%
合計	29,568人	8,959人	5,448人	30.3%

圏域には3つの市営住宅、1つの県営住宅がありますが、いずれもひとり暮らし高齢者世帯、高齢夫婦世帯が非常に多く、日常生活上の課題が生じています。そのような状況の中、以下の項目を重点的に取り組んでいきます。

- 施設に来館してもらうだけでなく、高齢者や障害者、子育て世帯の方の通いやすい場所で事業を実施していきます。
- 高齢者人口が多い地域ということを踏まえ、高齢者自身の健康を増進し、介護予防・認知症予防をはかると共に地域で活躍する機会を提供していきます。またメールやオンライン機器を活用するなど総合相談機能の向上をはかります。
- 認知症や障害があっても、地域で支え合える環境を地域住民と共につくっていきます。

○子育てがしやすい地域づくりのため、地域住民・関係機関と協働して、親子で参加できる遊び場などの居場所づくりを更に推進していきます。

○ボランティアを発掘、育成して地域で活躍してもらえるよう働きかけていきます。

担当地域の最大の特徴は、地域住民が『地域をより良くしよう』という意識が非常に高く、「地域のために貢献したい」と活動されている方が沢山いることです。サロン活動や子育て支援活動などが多くの地域で行われ、担い手となっている方も沢山います。しかしながら様々な課題もあります。

職員が可能な限り各定例会やイベント、サロンに出向き、地域の皆様と関係を築き、一緒に悩み、汗をかき、喜びを分かち合えるような活動を行っていきます。

(2) 応募理由

当該地域ケアプラザに応募した理由について、記載してください。

私ども社会福祉法人 同慶会（以下、「当法人」）は昭和 41 年に法人認可を取得し、昭和 42 年に横浜市で最初の特別養護老人ホームを横浜市港南区に設立した法人です。

設立以降、高齢・子育て・障害福祉の分野に事業を展開し、横浜市を中心に川崎市、東京都、千葉県にも事業を拡大しており、現在（R6.12）では職員数 1,400 名を超え、日々地域福祉の発展に取り組んでいます。

当法人の運営方針に示す通り『地域密着』の姿勢に基づき地域のお困り事の解決やより良いまちづくりの支援は私どもの使命と考え、地域を面で捉えたトータルコーディネートを基本に堅実かつ適正な法人運営に努めています。

当地域ケアプラザにおいては平成 13 年 8 月に運営委託されて以来、23 年に渡り地域の皆様とともに地域福祉に関わる様々な変化の歴史を歩んでまいりました。今期の指定期間においても、瀬谷区行政をはじめ、福祉・医療関係機関や地域における様々な福祉活動団体の皆さまと連携し、第 4 期地域福祉保健計画の推進に向けての役割を担ってきました。また、第 5 期の計画策定においても、今までの運営で経験した視点をもって地区支援チームの一員として役割を担っていくことは、「このエリアに一番精通する社会福祉法人の責務」とであると、認識しています。

さらに、当事業所の職員は地域住民も多く、長年に渡り勤務してきました。また以前当地域ケアプラザに勤務していて、法人内で異動した職員も地域の皆さまと共に仕事をしてきた経験を良き思い出、誇りに感じています。「下瀬谷の地域住民とケアプラザへの愛」が深く根付いていて、今まで地域の皆さまに温かく迎え入れていただいた恩返しをしたい想いで溢れています。

地域福祉の発展を願う当法人としては、これまでの地域住民の皆さまとのつながりや様々な困難を共に乗り越えてきた歴史を志半ばで終える訳にはいきません。また、これまで共に歩んでこられた地域の皆さまにも申し訳が立たないとの思いがあり、これらの背景と経緯を根拠として、応募への強い動機と熱意を抱いた次第です。

(3) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析などにより、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体などとの連携方法を具体的に記載してください。

当地域ケアプラザ担当圏域の両地区では連合自治会、地区社会福祉協議会（以下地区社協）、民生委員児童委員協議会（以下民児協）をはじめ、多くの団体、地域住民が一体となり、様々な地域活動を活発に行っています。

地域の特色・魅力

<瀬谷第二地区>

長年に渡り、連合自治会と地区社協の会長が兼務されていたため、連合自治会と地区社協の距離が近く、お互いに理解があり連携が取りやすい状況です。また各団体の役員の方が、様々な団体の役員を努めており、昔からのつながり、信頼関係が構築されており、団体の垣根を超えた連携がなされています。「安心散歩の日」「人と地球にやさしく」などの独自性のある地域集会も開催されています。防犯パトロールの活動も盛んで、「誰もが健康で 安全に安心して 心豊かに暮らせるまち」の実現に向けた取り組みが続けられています。また、ホームページやSNSも積極的に運用しており、認知症や防災の冊子を配布するなど地域に向けた発信も盛んに行われています。

<南瀬谷地区>

連合自治会と地区社協が両輪となり地域福祉に関わっています。長年に渡り、様々な団体の役員を努めた方が多く、信頼関係が構築されており、事業において連携がはかれています。地区別の地域福祉保健計画の推進母体として『南瀬谷地区地域福祉保健計画推進協議会』を立ち上げています。協議体には自治連合会、地区社協をはじめ、委嘱委員の有志、民生児童委員などが参加し「みんなで育てよう 暮らしやすいまち みなみせや」の実現に向けた取り組みが続けられています。「南瀬谷まつり」、「社会を明るくする運動」、「新年祝賀会」など大規模な行事を年間通して数多く、各地域団体が連携して行っています。

■課題

両地区共に様々な地域活動を自主的に行っており、多くのベテランの担い手があります。しながら同じメンバーが長期に渡り役職を重複して、活発な地域活動を行う場面が多くみられる中、継続的に活動可能な新たな担い手がなかなか増えないことが課題と考えられます。

また、現在地域で活躍されている担い手が高齢化してきており、将来的な担い手不足が懸念されます。

■連携方法

ケアプラザとしては毎月の各団体の定例会議に参加し、日ごろの困りごとに耳を傾け、適宜必要な情報提供や支援をし、参加者の負担軽減をはかると共に、ケアプラザが主催する事業やボランティア講座などにより、新たな担い手の発掘を行い、地域活動に繋がるようにコーディネートしていきます。

(4) 担当地域における関係団体などとの連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

当地域ケアプラザは開所以降、各職員が定例会議や地域行事に出向き、町内会や各種団体と良好な関係を築いてまいりました。

連合町内会、地区社協、民児協は当地域ケアプラザとして、連携の基本となる関係団体であり、5職種がそれぞれ毎月開催される各団体の会議に出席し、情報交換や意見交換を行っています。

地域包括支援センター（以下包括）職員も身近な相談窓口として、民児協と日常的に高齢者の個別の対応などで連携しており、民生児童委員向けの研修なども専門職として行っています。また保健活動推進員、シルバークラブ連合会など各種団体とも積極的な交流を心がけ業務に繋げています。

担当地域にある小中学校、支援学校とも連携しています。生徒の福祉体験の受入れや活動（パン販売・作品の展示など）場所の提供、行事などの参加、広報活動の協力など多岐に渡ります。

また、瀬谷区役所、瀬谷区社会福祉協議会（以下区社協）の担当職員とは情報交換や課題の共有を行いながら、地域支援を行っています。特に瀬谷区役所の担当職員とは様々な部門で、日常的に対面・電話などにより随時相談、情報共有、意見交換を行っています。

区内の他の地域ケアプラザとは、その職種ごとに連絡会（部会）があり、横の繋がりを持っています。その会議において同じ職種だからこそ理解し合える課題や視点を共有し解決への糸口を見つけることが可能です。この会議には瀬谷区職員や区社協職員も参加しており、指導や助言をいただいています。

常に協働する意識・関係性が築かれているため、区内5つのケアプラザが共催し、一つのケアプラザでは成しえない規模の事業を実施する事も可能です。これにより瀬谷区民の皆様福祉や保健に係る意欲・質の向上に資する活動が幅広く行えています。

(5) 合築施設との連携について

（阿久和地域ケアプラザ、中屋敷地域ケアプラザ、ニツ橋第二地域ケアプラザのみ記載）

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績などについて

団体の理念や基本方針、事業実績などについて、記載してください。

1. 法人理念

社会福祉法人同慶会基本理念：『ご利用者に誠意の限りを尽くします』

2. 法人基本方針

- (1) 地域に開かれた運営とサービスの質の向上に努め、21世紀の新たな地域福祉社会の到来に向けて積極的な役割を果たします。
- (2) 利用者個人の尊厳が守られるよう、利用者の自己決定と選択を尊重し、利用者本位のサービス提供を目指します。
- (3) 利用者が自分らしく自立した生活が送れるよう健康管理を徹底し、保健・医療・福祉を総合した支援に努力いたします。
- (4) 利用者自身の生活を基礎に、新しい人生を利用者・家族と共有できる温かな安心感のある同慶会を作る決意です。

3. 業務実績

(1) 法人概要

法人名 社会福祉法人 同慶会（どうじんかい）
本部所在地 神奈川県横浜市港南区下永谷4丁目21番地10号
設立年月日 昭和41年3月設立
代表者 理事長 松井 住仁
職員数 1,420名（令和6年12月現在）
運営施設 全24施設
・特別養護老人ホーム8施設・認知症対応型共同生活介護1施設・
地域ケアプラザ6施設・認可保育所8園・コミュニティハウス1施設

(2) 事業内容

■第一種社会福祉事業

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

■第二種社会福祉事業

①短期入所介護（ショートステイ） ②通所介護（デイサービス）
③訪問介護（ホームヘルプ） ④認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
⑤居宅介護支援事業所 ⑥身体障害者居宅介護事業 ⑦障害者重度訪問介護事業
⑧保育所 ⑨子育て支援事業

■指定管理事業

①地域包括支援センター ②地域活動交流事業 ③生活支援体制整備事業 ④コミュニティハウス

(3) 補足（その他の業務実績）

各種行政機関の政策・施策をバックアップする事も重要な社会貢献と認識し、積極的に取り組んできました。また公益性の高い社会福祉法人の責務として、地域の皆さまに愛される法人・施設を目指して各種自主事業に傾注してきました。

【受託事業】

- ・高齢者用市営住宅など生活援助員派遣事業
- ・介護ロボット普及推進事業
- ・横浜市緊急ショートステイ床確保事業
- ・ヨコハマシニアボランティアポイント事業
- ・高齢者食事サービス事業 など

※上記、理念の周知や法人各事業展開における職員への周知は、毎月開催する幹部会（所長出席）や法人内所長会において得た情報をタイムリーに職員会議などで目的や役割を踏まえながら説明しています。よって、誠意の限りを尽くした事業運営を実施しています。

社会福祉法人 同慶会 沿革

昭和 41 年 3 月	社会福祉法人 同慶会 設立
昭和 42 年 5 月	特別養護老人ホーム 芙蓉苑 開設（入所定員 50 名） ※横浜市で最初となる特別養護老人ホーム
昭和 50 年 4 月	芙蓉苑増改築工事竣工（入所定員 150 名）
昭和 53 年 4 月	和光診療所（芙蓉苑併設）開所
昭和 53 年 9 月	芙蓉苑在宅高齢者ショートステイ事業開始
昭和 57 年 9 月	芙蓉苑在宅高齢者入浴（施設）サービス事業開始
平成元 年 1 月	特別介護棟開所・在宅高齢者デイサービス事業開始 入所定員：160 名（寝たきり高齢者 140 名、認知症高齢者 20 名） ショートステイ：20 名（寝たきり高齢者 10 名、認知症高齢者 10 名）
平成 3 年 3 月	芙蓉苑高齢者配食サービス事業開始
平成 3 年 7 月	芙蓉苑全面増改築工事竣工
平成 8 年 12 月	いずみ芙蓉苑開所（泉区）入所定員：50 名 ショートステイ 10 名
平成 9 年 6 月	いずみ芙蓉苑全面開所 入所定員：80 名（寝たきり高齢者 40 名、認知症高齢者 40 名） ショートステイ：20 名（寝たきり高齢者 10 名、認知症高齢者 10 名）
平成 9 年 9 月	いずみ芙蓉苑認知症高齢者デイサービス事業開始
平成 9 年 10 月	芙蓉苑在宅介護支援センター事業開始
平成 10 年 9 月	横浜山下永谷地域ケアプラザ開所（港南区）
平成 10 年 10 月	芙蓉苑ホームヘルプサービス（滞在型・24 時間巡回型）事業開始 いずみ芙蓉苑ホームヘルプサービス（滞在型・24 時間巡回型） 高齢者配食サービス事業開始 横浜山下永谷地域ケアプラザ在宅介護支援センター事業開始
平成 11 年 7 月	横浜山下永谷地域ケアプラザホリデイサービス事業開始

平成 11 年 9 月	芙蓉苑・いずみ芙蓉苑ホリデイサービス事業開始
平成 11 年 12 月	介護保険制度施行に伴い、芙蓉苑・いずみ芙蓉苑・横浜市下永谷地域ケアプラザが居宅介護支援事業所指定
平成 12 年 1 月	介護保険制度施行に伴い、各種在宅福祉サービス及び施設サービスの事業者指定を受ける
平成 12 年 4 月	芙蓉苑・いずみ芙蓉苑にて、横浜市自立支援、在宅生活支援、障害者・難病患者などホームヘルプ（滞在型・巡回型）事業開始 ※いずみ芙蓉苑は滞在型のみ
平成 12 年 10 月	横浜市富岡地域ケアプラザ開所（金沢区）
平成 13 年 8 月	横浜市下瀬谷地域ケアプラザ開所（瀬谷区）
平成 13 年 9 月	横浜市笠間地域ケアプラザ開所（栄区）
平成 14 年 1 月	芙蓉苑建て替え事業計画着工
～平成 15 年 3 月	芙蓉苑一期工事竣工
平成 16 年 4 月	芙蓉苑全面改築工事竣工
平成 16 年 11 月	赤い星保育園開園（港南区）
平成 17 年 3 月	グループホーム日限山ホーム開所（港南区）（定員 18 名）
平成 17 年 12 月	特別養護老人ホーム サンパレー開所（港南区） （入所：100 名 ショート：30 名）
平成 19 年 5 月	特別養護老人ホーム新磯子ホーム開所（磯子区） （入所：120 名 ショート：10 名）
平成 21 年 4 月	チェリーガーデン保育園開園（港南区）
平成 24 年 4 月	特別養護老人ホームリバーサイドフェニックス開所（南区） （入所：90 名 ショート：10 名）
平成 24 年 8 月	ゲートタワーローズ保育園開園（川崎市幸区）
平成 25 年 4 月	中野島フレンズ保育園開園（川崎市多摩区） 鶴見すずらん保育園開園（鶴見区）
平成 27 年 10 月	特別養護老人ホーム花見川フェニックス開所（千葉市花見川区） （入所：110 名 ショート：30 名）
平成 28 年 4 月	特別養護老人ホーム境町フェニックス開所（川崎市川崎区） （入所：120 名 ショート：20 名） 境町パイナップル保育園開園（川崎市川崎区） 小向さくら保育園開園（川崎市幸区） 横浜市日限山地域ケアプラザ開所（港南区）
平成 30 年 4 月	目黒かえで保育園開園（東京都目黒区）
令和元年 5 月	特別養護老人ホーム日野サザンポート開所（港南区） （入所：130 名 ショート 10 名）
令和 6 年 7 月	横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ・横浜市上永谷駅前コミュニティハウス開所（港南区）

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税などの滞納の有無及び財政状況の健全性など、安定した経営ができる基盤などについて記載してください。

当法人は現在、横浜市を中心に3都県で24施設を運営する、大規模な社会福祉法人であると考えています。上記の施設が長年に渡り運営できているのは、各自治体より当法人の財政状況の健全性、安定性はもちろんのこと、経営方針に対する信任、運営への期待と認識しており、信頼を損なうことの無いよう、事業種別ごとに法人本部に担当者を置き、かつ施設単位で財務状況の把握ができる体制を整えています。施設単位で財務の状況を把握することにより、状況に応じた補正予算の編成など適切な対応を取ることが可能となっています。

施設の規模により収支に差はありますが、複数施設の経営を行うことにより、互いに支え合い、時には競い合う中で、多数の意見を聴くことにより、改善するなど、常に安定した経営ができる収益基盤の確保に努めています。また繰越金により新たな施設建設、経営を進める中で、地域の雇用促進や職員賃金への反映を行うことで社会福祉の貢献を広げ、安定した運営が継続していくことを念頭に置き、日々の業務に取り組んでいきます。

予算の執行状況

月別の執行状況は、理事長・常務理事・法人内ケアプラザ所長及び関連施設所長が参加する会議において、毎月報告・確認を行っています。

予算を基に執行状況が計画通りに進んでいるか確認し、必要に応じて予算の補正も適正に行っています。

法人税などの滞納の有無

法人税などについては、法人本部や税理士事務所の管理により適正に納付をしており、滞納はございません。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、職員の継続的な配置などの計画について、その考え方を記載してください。

また、欠員が発生しないための環境づくりと、万が一欠員が発生した場合の対応策についても記載してください。

地域ケアプラザ所長（予定者）

地域ケアプラザは、地域福祉の中核を担う重要な役割を持ち、地域コミュニティの醸成のため重要な役割を持ちます。所長に就く人物は「地域から信頼される豊かな人間性と地域福祉の経験」が求められます。

重要なスキルとしては、『コミュニケーション・マネジメント・危機管理能力』と認識して

おり、特に子どもから高齢者といった幅広い世代からのご意見やご要望などに耳を傾ける姿勢や、相手の立場に立った対応が行えるコミュニケーション能力を持っている事が重要と考えています。

これらを踏まえて、当法人が指定管理を担っている既存6地域ケアプラザ所長経験者もしくは、専門職として地域福祉に長期間にわたり携わった経験を持ち、公設民営にて設置される意義を充分に理解し、多彩で良質なサービスを提供できる人物を所長として配置します。

職員の確保・配置

近年、福祉業界の人材不足が課題となっています。当地域ケアプラザの職員配置にあたっては、当法人が運営する既存施設に勤務する有資格者の配置が主となりますが、将来的には当地域ケアプラザにおいても新規職員や中途職員の採用が見込まれることから、人材確保の基本的な手段として、以下を考えています。

<新卒（中途）採用>

新規職員採用の取り組みとして、当法人では首都圏に点在する専門職養成校（大学や専門学校）の実習生を受け入れるなどにより培った長年に渡る信頼関係により安定的に新卒者の紹介を受けています。

<一般採用>

公益性の高い社会福祉法人においては、多種多様な雇用機会の創出効果を期待されていることを認識し、その目的を十分に理解したうえで採用をしていきます。また、専門職以外の職員についても女性の社会進出や雇用促進による地域の活性化に寄与できるように未経験の転職者や地域住民を積極的に採用し、子育て世代やシルバー世代など個々の事情に配慮した柔軟な就業形態を推進していきます。

欠員が発生しないための環境づくり

突発的な事柄を除けば退職の理由として、「子育て」や「家族の介護」など職員の状況の変化や職場環境や労働環境、仕事のやりがいなどが退職＝欠員の理由として考えられます。職員の状況に配慮して、協力体制を整えるなど継続して働ける環境を整備していきます。また、所長及び管理職が職員間のトラブルや心身の不調などを早期に発見し、随時対応を行っていきます。さらに日ごろから相談しやすい雰囲気醸成するためにも日常的なコミュニケーションをはかると共に、年2回の個人面談を行い、課題や悩みの把握、目標や達成度の評価を行い、モチベーションの維持向上をはかります。

欠員が発生した際の対応策

欠員が発生した際には、法人のホームページやハローワーク、有料広告媒体を活用し、速やかに職員募集を行います。また、当法人のスケールメリットを活かし、運営する8つの特別養護老人ホームなどの協力を得て、法人内異動により有資格者職員を当地域ケアプラザに速やかに配置するなどして人材確保に努めていきます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

当法人では、「利用者の喜びが自分の喜びに感じられる」人材育成を基本としています。

『福祉は人なり』との考えに基づき、職員が誇りを持って意欲的に働き続けられる職場環境を目指し、専門性が高く思いやりを持った人材の育成こそが、施設を利用される方への質の高いサービスの提供、満足度の向上を実現するものと確信しています。その実現のため、法人全体として研修や資格取得支援の実施、外部研修への参加を促す体制の確保、専門職ごとに行っている法人内部門別研修会や事業所間交流研修を実施し、職員個々が掲げる目標にむけて主体的に取り組めるシステムを確立しています。また、研修を進めていくうえで、学びの気持ちが継続するように、所長をはじめとした役職者による面談体制（年2回＋随時）を整えています。

今後も熱意を持った人材育成と研修実施に取り組んでいきます。

同進会 ケアプラザ部門 応用研修プログラム			
研修項目	内 容	対象者	開催頻度
専門性を深める・広げる			
法人内部署別勉強会	○実際の事例を用いたケーススタディ形式による専門性の向上 ○部署特有の課題の発掘～解決策の意見交換	法人事業所 対象職種職員	部署毎 2回／年
職種別 事業所間交換研修	○サービスを提供する上で必要となる専門的な知識・ 技術を練磨し、専門職としての資質の向上を図る ○実際の支援場面での実践的技術の習得（実習形式）	法人事業所 対象職種職員	職種毎 1回／年
試験対策勉強会	○福祉に携わる上で必要となる資格取得	希望者	随時
各種認定資格の案内／ 勉強会	○熱意力・提案力の拡充 ○職制別の基本的な必要資格とは別に、福祉用具専門員・認知症専門員・レクリエーション指導員や、音楽療法・スポーツアクティビティなど、趣味活動講座の受講支援	希望者	随時
プラザ内情報共有のための研修			
プラザ内連携勉強会 （ケース会議）	○事業所ごとの特性に合わせた、ケーススタディを中心とした具体的な支援方法や情報共有	全職員 （プラザ内）	月1回
市区行政主催研修を中心とした外部研修の活用			
外部研修	○地域福祉に携わる上で必要な、より新鮮な情報の習得と、 地域に反映されるよう実践的手法を学ぶ。 ○「地域包括支援センター職員研修別研修」などを活用	外部研修指 定対象者	随時

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検など）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

市民の共有財産である地域ケアプラザについては指定管理者の責務として、利用される方が快適かつ安全に利用できることはもちろん、施設及び設備については建築局から提示されている「施設管理者点検マニュアル」や「維持保全の手引き」に基づき日常の管理、点検を確実に実施し、不具合を早期発見し、速やかに瀬谷区へ報告・協議のうえで必要な対策を講じます。

施設・設備の維持保全

施設開所から23年が経過し、機能の維持、耐久性の確保のため定期的な清掃・点検・保守を行ってきました。軽微な修理や補修については職員や法人本部に在籍する設備機器管理担当職員が対応し、対応困難な故障、破損などについては、瀬谷区とも協議しながら専門業者による適切な修理を実施して、施設利用者の安全と快適性を確保してきました。

設備の長寿命化に対する維持・保全については、不具合や故障が発生した際、あるいは点検時に指摘を受けた際に速やかに瀬谷区や横浜市建築局に相談し、被害が拡大しないよう努めています。

建物設備の維持管理については毎年予定表を作成し、専門業者による建物設備管理、建物清掃、環境衛生管理を計画的に実施しています。建物・設備の異常やその兆候を速やかに発見し、適切に処理することで故障などによって業務への支障や大規模な修繕が発生しないように対処していきます。

清掃・衛生業務

きれいな気持ちの良い環境を維持するために、専門業者による定期清掃を毎月実施しています。また、独自に清掃担当職員を雇用し、日常的な目視点検と清掃を行うことで、施設の長寿命化を目指しています。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

回避困難で突発的な事故・急病などの緊急時については、迅速かつ的確な対応を行います。これらの取り組みを主管するため法人本部に「危機管理対策室」を設置しており、事務所、各部門、担当間の連携を強化し、対象者に寄り添い事案処理する独自のシステムを確立しています。

当施設は、乳幼児から高齢者まで幅広い年代の方々や、障害児・者の方など広く利用されている施設であることから、事故が起きやすい施設であることを常に意識していきます。

事件事故の防止体制

福祉サービスの現場には高度な安全配慮義務が課せられており、極力事故を回避しなければなりません。全職員がヒヤリハット（事故に至る可能性のあった出来事）を記録・集計・分析し、事前に予測可能な事柄については対策を行っています。また、年1回「リスクマネジメント」に関する研修を実施し、事件事故を防止する意識の向上をはかっていきます。

事故（緊急事態）発生時の対応

予測不可能な事故や予測できても回避不可能な事故が発生することを認識して、事件・事故による被害を最小限にとどめる対応能力が求められます。

当法人では危機管理マニュアルを整備し、不測の事態に備え対応手順や連絡体制を明確化し、全職員へ周知及び定期的な研修により有事に備えています。

急病時の対応

当施設開館時に施設利用者や職員などに急な体調の変化などが発生した場合は基本の対応マニュアルにそって、2名以上の職員で対応します。看護資格を有する職員が毎日勤務しており、通院などの必要性に迷いが生じた場合、参考意見として取り入れます。緊急性が高く命に係わる場合は救急車の要請をします。施設内にはAEDが設置してあります。当地域ケアプラザに隣接している下瀬谷消防出張所の協力を得て、定期的にAED・心肺蘇生研修を実施していきます。

防災・防犯の対応

消防訓練では、防火管理者を配置し、施設利用者などにも声をかけ、施設全体で訓練を実施していきます。施設管理者が不在でも責任ある行動がとれるよう、他の役職者が中心となり指示系統を確立しています。また、下瀬谷消防出張所の協力を得て年2回避難訓練などを実施していきます。

夜間の職員不在時のセキュリティに関しては、専門の警備会社に委託し、防犯・防災・ガス漏れ・不法侵入などの発生を警報機器により感知した場合には警備会社が急行する他、所長及び役職者の連絡先についても警備会社に告知しており、不測の事態にも対応できる体制をつくっています。

(3) 災害などに対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練など）について、具体的に記載してください。

当地域ケアプラザ全職員が、「広域避難場所」、「地域防災拠点」、「いっとき避難場所」を確認・把握するとともに、横浜市内「震度5強」以上の災害時には当施設のスタッフも身の安全を確保しながら参集する体制を整えています。災害などの発生時に横浜市や瀬谷区より協力要請があった場合は、現状に即した形で協力していきます。

当地域ケアプラザは、瀬谷区との間に締結された「災害時における在宅要援護者のための福祉避難所の協力に関する協定」に基づく福祉避難所となるため、「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成しており、発災時には地域防災拠点からの要援護者とその家族の受け入れをしています。また、災害時にすぐに用意ができるよう整理した形で適切な応急備蓄の整備、保管を行います。

「福祉避難所の協力に関する協定」及び「福祉避難所開設・運営マニュアル」などに定めのない事項（例：災害発生時に住民がケアプラザに自主避難してきた場合の対応など）についても、瀬谷区災害対策本部（区役所）と連携を図り、人命の保護を最優先に被災者の援助活動などに協力していきます。

発災時に備えた事前準備

- ・当地域ケアプラザでは介護保険利用者の名簿を作成し、災害時の安否確認などに備えて、鍵のかかる書庫に保管しています。
- ・要援護者の受け入れ人数、受け入れスペースを職員に周知し、発災直後の行動は、マニュアル

に沿って行動できるよう情報を共有しています。

- ・応急備蓄の食料や水、生活用品は年度ごとに適正な在庫管理、すばやく運び出せるよう整理整頓を行っています。
- ・瀬谷区が主催する福祉避難所連絡会に参加し、職員に情報共有しています。
- ・福祉避難所情報共有システムや災害時優先携帯電話などを使い、瀬谷区役所などと定期的に訓練を行っています。
- ・年2回福祉避難所開設訓練を実施し、エアーマットの作成、非常食をつくり試食、参集シュミレーションなどを行っています。

イ 災害などに備えるための取組について

震災や風水害などといった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

在宅要援護者のための福祉避難所として地域防災拠点との連携・対応ができるように日頃からの関係性を構築し、有事に備えています。

震災後、速やかに福祉避難所を開設して機能させることができるように定期的な訓練を実施しています。具体的には災害発生時対応マニュアルにより、定期的に研修及び訓練を行っています。

また感染症については、看護職員が主で年2回以上行っている感染症対策委員会により、研修を企画し、職員の育成をはかっていくとともに、ノロウイルスや新型コロナウイルス感染症対応シュミレーション訓練を行い、感染症の発生・まん延防止につとめます。

震災などの災害発生時には福祉避難所としての機能も求められますが、業務継続計画（BCP）を作成し、介護サービスを必要とする方に対して、なるべく早い段階から、介護サービスを提供できるようBCPシュミレーション訓練を行い、想定される事態が起きた際に、事前に準備しておくことを職員間で話し合い、業務継続計画（BCP）をより実効性のあるものにしていきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者などに対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザは公設民営で指定管理制度により運営される極めて公共性の高い事業所であり、名称に「横浜市」が含まれることを重く受け止め、その公平性と中立性が担保されなければなりません。公的施設であるが故に、市民・団体の皆様が利便性や用途の柔軟性を求められる事は必然ではありますが、公正・中立な管理が崩れることはご利用者の不利益になるとの理解を促していきます。また、介護保険事業においても民間事業者が公的施設に対し厳しい視線を向けていることも忘れずに取り組んでいきます。

市民、団体を対象とした中立性の確保

「横浜市地域ケアプラザ施設利用マニュアル」に基づき公正・中立な貸室利用を行います。しかしながら営利などの目的や反社会勢力の利用がないように十分に注意を払っていきます。使用禁止と

なる可能性がある案件については、すみやかに瀬谷区へ報告・相談し、トラブルが生じないように対応していきます。目的外利用となる団体については地域ケアプラザの役割などを説明、使用料の支払いをよく理解したうえで利用してもらうよう努めます。

自法人を律する公正中立の確保

既存の6地域ケアプラザの運営を通じて、設備や備品の管理をはじめ、包括や居宅介護支援事業所におけるマネジメントなどについては特に注意が必要であると体感しています。いつ、誰から指摘を受けても透明性を持って説明をし、納得を得られる公正・中立な運営が指定管理事業受託法人の義務であり、自らを律する姿勢で管理・運営にあたります。

介護保険サービス事業者に対する公正中立の確保

近年の社会問題として起きている一部の介護サービス事業所による囲い込み行為が利用者本位に反すると当法人では認識しており、公益性の高い社会福祉法人として予てより公平・公正な立場であることを徹底してきました。

居宅介護支援事業所による利用者選択の同意書は、横浜市からの指定様式を使用します。包括における介護予防支援事業でも、相談者や契約者が利用するサービス事業所の選択や居宅介護支援事業所への紹介の際に、瀬谷区作成の「居宅介護支援事業所空き情報」や横浜市監修の「ハートページ」を活用し、公正・中立を基本に利用者が自ら選択したことが証明できるように記録や確認書を作成しています。また、「横浜市地域ケアプラザ業務指針」に基づいた公正中立性の確保に関するアンケート調査を実施し、適切な情報提供の担保としています。相談のニーズや必要なサービスに十分な対応ができるように、各事業所の特性や長所などを把握する必要があり、日頃から各事業所との連携を密にしていきます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情などの受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

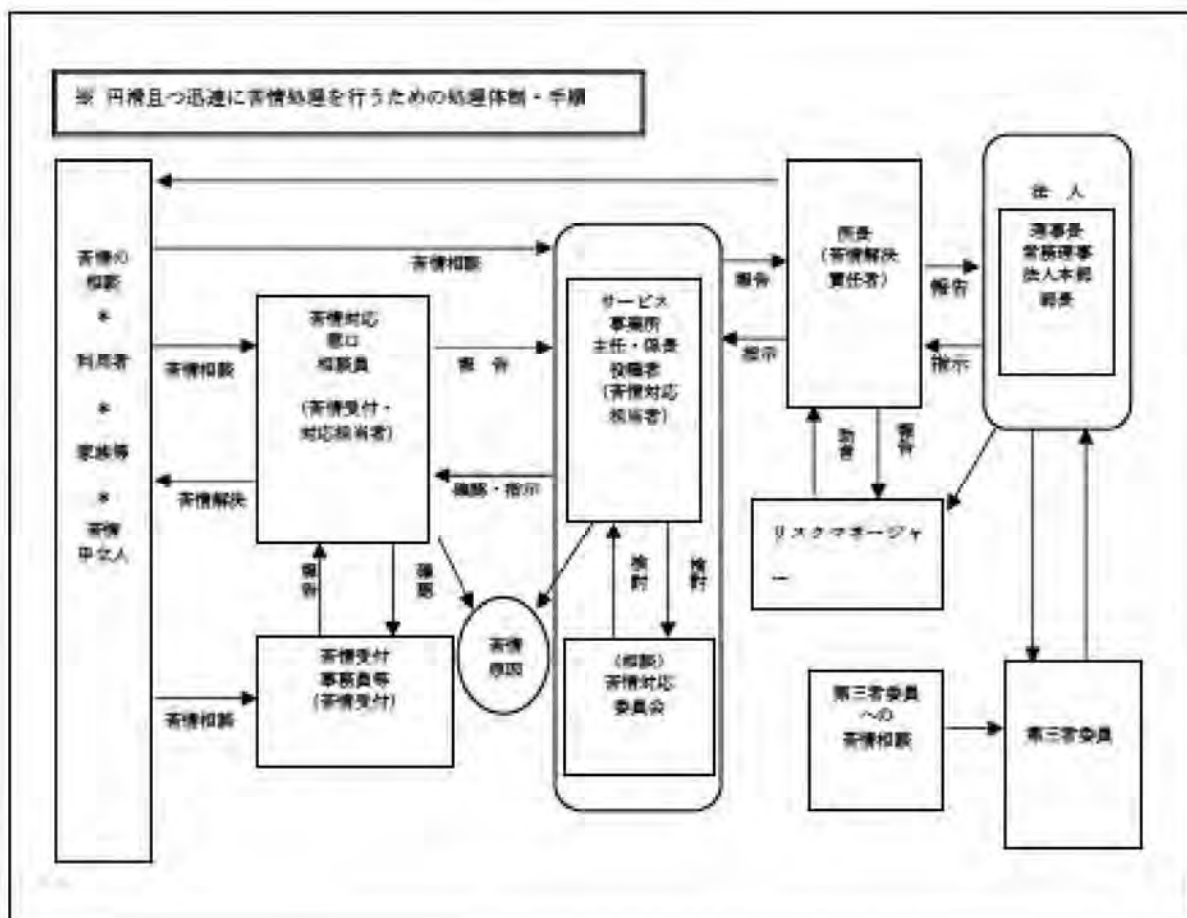
当法人は、長きにわたる地域ケアプラザなどの事業運営を通じて築いてきた地域住民・行政機関との関係性を基礎とし、地域が抱える潜在的な課題をきめ細やかに把握することに努めてきました。

当施設においても、横浜市の指定管理者という公的責任を負うことはもちろん、頼られる社会福祉法人として意見・要望を真摯に受け止める姿勢を持ち続けていきます。

具体的な方法として、利用者アンケートや意見箱の設置の他、地域行事や会合などにおいて何気なく話された内容も所内で共有し、会議などにおいて把握されたニーズや要望を分析し、適切に対処できるよう当施設の各部門において誠意を持って取り組みます。

苦情に関しては、より迅速な対応が求められることから、当法人では各職責に応じた役割や解決までのプロセスを明確化し、実践的な苦情処理システムフローを構築してきました。苦情解決責任者が、真摯に対応することでスムーズな苦情解決を実現します。

※次ページ フローチャート参照



(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、常勤、非常勤を問わず、職員全体に実施する内容を具体的に記載してください。

個人情報保護について

当法人は、24 事業所を運営する社会福祉法人であり、取り扱う個人情報は膨大で個人情報取り扱い事業者として重大な責任を担っています。

具体的な取り組み方法として、定期的な個人情報保護に関する研修の実施や、マニュアルの見直し、事業所内のパソコンにおいては、パスワード管理や鍵付きの書庫に保管するなど、平常より適正な個人情報の取り扱いに努めています。また、個人情報保護につながる恐れがあった事例（ヒヤリハット）を作成、共有し同様の事態が起きないよう対応策を検討するとともに、法人内及び横浜市内のケアプラザなどで発生した個人情報漏洩事故に関しても、毎月の職員会議や朝礼時に情報共有し、自身の業務と照らし合わせて未然に防ぐ方法として活用しています。

情報公開の取り組みについて

公益性の高い社会福祉法人の責務として、各種法令の遵守はもちろん、区民へ積極的に情報を公開し、地域ケアプラザに付随する計画や施設の経営、運営状況を法人が定める「情報公開規程」に基づき積極的に情報公開します。

具体的な方法として、事業実施状況や事業計画、事業報告・第三者評価の実施結果などは、施設内の常時閲覧できる場所に設置しています。また、ホームページでは高齢者・障害者を含めあらゆる方が情報を得られるようにウェブアクセシビリティの確保と向上に努めています。

人権尊重への取り組み

横浜市の「横浜市人権施策基本指針」が社会情勢の変化などに合わせ改訂され、様々な差別や人権への課題に対して行政機関、市民が一体となって誰もが自らの権利を侵害されることなく、住みやすい街づくりに尽力されていると理解しています。

人権尊重に向けた啓発活動は、男女共同参画や外国籍市民などの多岐に関わる問題が存在しています。SNS、ヤングケアラー、ひきこもり、生活困窮、感染症に絡む問題など時代とともに多様化し変容している課題に対しても理解を深めるため、事業所として研修の内部開催・外部研修への参加を推奨していきます。

また、関係機関とも連携し地域住民への啓発活動にも取り組んでいきます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進などに対する考え方について記載してください。

指定管理事業者として運営される当地域ケアプラザにおいては、横浜市の掲げる施策の趣旨に基づいた活動を推進する役割を担っていると認識しています。特に地球温暖化防止に向けた取り組みである「ヨコハマプラ5.3計画」をより推進させる取り組みを率先して実施していきます。

また、横浜市が推奨する脱炭素化への取り組みに賛同し、事業所として「脱炭素化取組宣言」を行ったことで、職員一人一人が意識的に温室効果ガス排出の抑制に向けた行動を心がけていきます。

「ヨコハマプラ5.3計画」「脱炭素取組宣言」の取り組みについて

「ヨコハマプラ5.3計画」「脱炭素の取り組み」の推進を図るため、施設内だけではなく地域の皆様と共に以下の活動に取り組んでいきます。

- ・プラスチックごみの分別、リサイクルの拡大のために資源循環局や環境推進委員と連携し、ケアプラザ実施の事業の際などに区民への啓発を行います。また、担当ケアマネジャーが高齢者宅に訪問した際に、日常業務に加え、分別方法などの説明も行います。
- ・施設内の資源ごみの分別を徹底すると共に、ごみ量の削減を進めます。具体的には詰め替え商品の使用、マイ箸・マイバッグ・マイボトル使用などの奨励を行います。
- ・可能な限りペーパーレス会議の実施やコピー用紙の裏面使用。不要な書類をメモ帳で使用するなど、紙ごみの削減に努めます。
- ・引き続き「ヨコハマ 3R夢プラン」のリデュース・リユース・リサイクルを進めていきます。
- ・地球温暖化対策の一環として夏場の冷房は設定温度28℃以下、冬場の暖房は設定温度20℃以下を事務所で周知、徹底します。業務における移動は公共交通機関、電動自転車利用を推奨します。
- ・フードドライブに協賛し、設置場所の提供及び啓発に努めます。

中小企業への優先発注について

当地域ケアプラザが行う工事の発注や物品、役務の調達などにあたっては横浜市内中小企業者の受注機会の増大を図ります。選定には横浜市の登録者名簿に登録された事業者を中心に依頼をしていきます。当施設で開催される会合やイベントで使用する商品を購入する際は、ケアプラザ周辺の店舗を使用し、活性化に貢献します。日頃から地域における店舗などの特徴や取扱品にも関心を高めることで、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与していきます。

男女共同参画推進などについて

当法人は「男女共同参画社会基本法」の目的に沿った対応を行っていきます。法人内におきましては、男女の賃金、管理職への登用において、性差を理由にした対応なく行っています。

男女共同参画社会における当地域ケアプラザの役割は、男女がともに主体的に地域活動やボランティア活動などに参加したいと思うような活動・場所などの提供であると考えています。男女の性差により活動が制限されることのないように事業の企画を行っていきます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

当法人は施設貸出しの稼働率や施設に立ち入られた地域住民の人数が地域ケアプラザの存在意義を図る指標であると捉えています。そのため、施設の利用率向上の第一段階としてケアプラザの存在や役割を幅広い世帯に知って頂くことが重要であると考え、地域の皆様が気軽に立ち寄れる開かれた施設を目指して、「ここにケアプラザがあって良かった」と思っていただけよう積極的にアピールしていきます。

参考 施設貸出し稼働率実績 (%)

項目	部屋別稼働率			
	多目的ホール	調理室	地域ケアルーム	ボランティアルーム
令和5年度	68.8	22.3	38.0	51.7
令和6年度 (12月迄)	69.4	26.7	42.2	52.5

※夜間稼働率（全日・前部屋） 令和5年度 26.6% 令和6年度 31.8%

現状分析と課題

稼働率を令和5年度と6年度の実績でみると、微増傾向ではありますが、今後の利用率向上に向けた課題としては、調理室・夜間の稼働率向上があげられます。

稼働率向上に向けた対策

稼働率向上に向け、下記の対策を行っていきます。

<広報活動>

- ・広報紙『ケアプラザだより』の定期発行、広報よこはま瀬谷区版などの活用
- ・SNSによる情報発信、就労世代に向けた夜間利用の周知
- ・施設外に部屋の空き情報を積極的に発信（ホームページなど）

- ・使用人数・活動内容に応じた予約調整の実施
- ・各福祉保健団体の会合への参加などの働きかけ
- ・地域活動への参加

＜稼働率向上を支えるサービス・環境整備＞

- ・職員の接客、マナー向上に向けた研修の実施
- ・部屋の広さや活動内容に応じて、効率的に多くの団体が気持ちよく利用していただけるよう調整
- ・清掃スタッフによる施設の美化、ボランティアによるガーデニング

＜イベントの実施＞

- 多世代に魅力があり、集客力のあるイベントを企画運営していきます。
- ・地域福祉団体や関係機関のイベントを共同にて開催
- ・ボランティアの活動の発表機会として、地域住民に楽しんでもらえる企画

＜展示など部屋以外の場所の活用＞

- ・廊下の壁（「下瀬谷ギャラリー」）を使用して、作品展示場所として提供
- ・障害者地域作業所などの作品販売コーナーを誘致
- ・幼稚園・保育園・小学校の作品展など

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野などの相談への対応）

高齢者・子ども・障害者など幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法などについて記載してください。

また、相談時間が重複した時など、繁忙時のフォロー体制についても記載してください。

どのような相談にもまずは誠意をもって対応し、地域の皆さまから信頼されるワンストップサービスの窓口として、「困ったらとにかく下瀬谷地域ケアプラザに相談しよう」と言われるような相談体制を構築していきます。

地域ケアプラザが総合相談窓口であることの周知

高齢者をはじめ子ども、障害児・者、制度の狭間にある方など、担当する地域では様々な課題が絡み合っている為、どこに相談したらよいのかわからない方も多数存在しています。

そのような方々に地域ケアプラザがあらゆる相談を受け止めるワンストップサービスの窓口としての機能を周知していきます。

具体的には施設内の掲示による周知は勿論、広報紙やホームページ・SNSの活用による周知や老人会やサロン、子育てサークルなどの活動場所へ積極的に出向き、相談ができる場であることを周知していきます。

総合相談対応について

高齢者・子ども・障害児・者などの中には自身の困りごとを明確に自覚していない、あるいはうまく伝えられない方もいるかと思われます。そのような相談に対して、まずはじっくりと傾聴し、その方が困っていること、解決したい課題を明らかにして、より適切な専門機関につなげるなどの対応を行っていきます。全職員が総合相談窓口として、相談を受け止めることができるよう、定期的な研修（傾聴・面接技術など）を実施すると共に、各相談の専門機関の連絡先を記したシートを基に誰もが対応できる体制を整えていきます。

関係機関などとの連携について

瀬谷区役所の各担当課、区内の基幹相談支援センターや生活支援センター、地域子育て支援拠点などの会議や研修会、イベントなどに参加し、顔の見える関係を構築すると共に機能や役割の把握を行います。そのことにより、相談者を各関係団体などにつなげる際に連携がはかりやすくなるように努めていきます。

相談重複時のフォロー体制について

毎日相談担当職員を配置し対応していますが、重複時については、担当職員以外の事務所に滞在する職員が対応します。当地域ケアプラザで継続対応する相談案件で専門的な知識、対応が求められる際には、基本情報を確認し、主な相談内容、課題などを丁寧に聞き取り、相談者に時間があればお待ち頂くか、緊急性を判断したうえで、後に担当者から連絡し、改めて相談対応を行います。相談者の信頼を損なわないよう相談を受け止めるよう心掛けていきます。

また、常時所内で相談内容の情報共有を行い、改めて相談内容を伝えなければならないなどの相談者に負担をかけない対応をしています。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センターなど）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当課（5職種：保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター）や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

当地域ケアプラザ職員は、自身の配属部署や業務内容を超えて、地域の皆さまにいかに関与できるかが本分と考えています。円滑な課題解決のためには、当地域ケアプラザ内の各部署間が連携して情報を共有することが重要です。また、近隣施設と連携をして取り組むことが最良の手段と考えています。

各部署の情報共有

適切な情報の管理・保護を厳守するために、電子ネットワークを活用することが、効率的な情報共有手段として有効であると考えます。所内ネットワークによる共有フォルダを活用し、最新の地域情報を効率よく把握できている、担当者不在時においても、全職員が地域の皆さまの担当者であるとの共通認識で円滑に対応しています。

＜共有フォルダ内の具体例＞

- ・各種会議資料や議事録
- ・近隣地域のイベント情報
- ・各部署の日誌など

また、毎日の朝礼時に各職員の予定を確認し、前日に参加した会合の報告や地域の情報などを共有する時間を設けています。

職種間連携の推進

各事業担当（5職種）においては、適切な地域診断に基づきそれぞれの視点から専門職として求められる事業を展開しています。当地域ケアプラザでは職員会議という5職種以外にも介護保険事業である居宅介護支援事業所と通所介護事業所の職員も参加する会議があり、その中で現在予定している事業やこれから進めていきたい方向性などについて多角的な意見を募り、共有することで専門外の分野であっても気づき、気づかせられる関係が構築されています。

包括3職種会議では個別のケースについての共有や対応方法の検討について話し合い、5職種会議では地域情報の共有やチームオレンジ事業など5職種で協働して行う事業について話し合いを行っています。

＜情報共有のための主な会議＞

- ・職員会議（常勤職員全員）
- ・3職種会議（包括職員）
- ・5職種会議（包括3職種＋地域交流コーディネーター・生活支援コーディネーター）

関連施設との連携

エリア内にはコミュニティスクールが2ヶ所あり、お互いにチラシの配架や施設利用者への活動周知を行い円滑な連携をはかっています。各自の自主事業にも招待し合い相互理解と情報共有に努めています。また瀬谷スポーツセンターには健康意識の高い方が多く通っており、地域活動の参加募集へも期待できるため、自主事業の周知などの協力をいただいています。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地区全体に包括的なネットワークを張り巡らすため、点在するフォーマルサービス、インフォーマルサービスを結び付け、さらにこれらと住民を結び安心できるまちづくりを進めています。当地域ケアプラザ担当地域をはじめ瀬谷区には様々なネットワークが存在し、地域を支える力になっています。

組織及び団体、地域活動を行う個人との連携

地区社協、民児協、その他各関係団体の定例会議などに出席し、お互いに支え合って事業を進めるための信頼関係を構築していきます。

また各団体が抱える課題や情報を共有し、ケアプラザの視点でのアドバイスや必要に応じて情報提供やサービス事業所とのコーディネートを行い、課題解決に向けた協力を行なっています。

ボランティア活動をされている個人及び団体の皆さまとの交流の場を設け、活動の発表や情報交換により、活動状況の把握や課題の支援に努めます。また、地域で行われている活動の場に出向き、担い手や参加者の皆さまとの顔の見える関係づくりを継続して行っています。

子育て支援ネットワーク会議

ケアプラザ担当エリアごとに行っている子育て支援者（区役所、瀬谷区地域子育て支援拠点、地域の子育て支援団体、幼稚園、保育園関係者）のネットワーク会議に出席し、顔の見える関係づくりと子育てをしている方の生の声を身近で聞いている支援者の方々からの情報を共有し、地域課題の抽出や課題解決に向けた支援方針について話し合いをしています。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業などを踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

瀬谷区運営方針の基本目標「幸せが実感できる瀬谷づくり」を基に4つの施策が掲げられています。当地域ケアプラザでも区運営方針に示される施策に関連して、地域住民も含めて関わっていきます。

安全・安心の住みやすいまち

当地域ケアプラザで実施している地域住民が参加する「男の防災まちづくり会議」において、災害対策を主要テーマに毎回話し合いを重ね、街歩きによる課題の抽出など、地域防災に貢献することを目標に取り組んでいます。この会議で、防災に関する研修を行った際、瀬谷区の担当者にも協力を頂いています。

健やかな成長・誰もが健康で自分らしい生活

子どもたちが健やかに成長できるよう、常設の子育て支援拠点や町内会館などの居場所以外にも、公園やエリア外にも遊びに行けるような企画を「瀬谷区子育て応援ネット」で協働して実施していきます。

ケアプラザにおいては、放課後のフリースペースの開放、学習支援を行う団体の支援など、後方支援を行います。

障害の方の作品の展示、販売促進や活躍の場の提供を行っていきます。また講演会などにより、地域へ障害の啓発と当事者のニーズをとらえる取り組みを行っていきます。

地域のつながり・支えあい

- ・各地区の地域福祉保健計画を推進する地区支援チームの一員として、地域ケアプラザの機能を活かした支援方法を提案していきます。具体的には所長・地域活動交流・生活支援体制整備と包括職員が中心となり、地区支援チーム会議に出席し、情報の提供やチームメンバーとの情報共有に努めます。
- ・地域福祉保健計画推進シンポジウムなどの区主催の行事の際には、全面的に協力をしていきます。
- ・瀬谷区が高齢者の支援として行っている独自の活動「高齢者見守りキーホルダー」の出張説明会を実施しました。より多くの方に利用してもらえよう今後も周知を図っていきます。
- ・認知症サポーター養成講座を行い、支え合える地域づくりを行っていきます。

賑わいと魅力の創出・「GREEN×EXP02027」に向けた機運醸成

「GREEN×EXP02027」に向けた機運醸成の取り組みとして、ケアプラザでは地域の夏祭りなどの行事に出店した際、ポスター掲示や景品に花の種も加えるなどの広報活動を行いました。

また、ボランティアが中心となり、ケアプラザの敷地内のガーデニングを行う活動をしていきますが、オープンガーデンに参加するなど、より機運醸成を意識した企画を実施していきます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政などと協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

瀬谷区地域福祉保健計画は第4期計画振り返り及び第5期計画策定の時期となります。当法人が事業展開するうえにおいても横浜市地域福祉保健計画と同等に注目してきた貴重な施策であると認識しています。

各地区の計画の進捗状況を踏まえて地区支援チームの一員として、地域ケアプラザの機能を活かした支援を提案していきます。また、地域活動交流や生活支援のコーディネーターが中心となり地区支援チーム会議に出席し、情報提供やチームメンバーとの共有に努めます。

次期ケアプラザの指定期間と同じくして第5期地域福祉保健計画が始まります。策定や推進に向けての事務局としての関わりも継続し、ケアプラザの視点から提案できる事項をお伝えし、地域づくりに寄与していきます。

毎年実施しているシンポジウムの開催に際しても全面的に協力し、広く地域の皆様に地域福祉保健計画を知っていただき、一人でも多くの協力者を募れるように周知をしていきます。

また当地域ケアプラザに関わる職員の地域福祉保健計画への理解を深め、所長・地域活動コーディネーター・生活支援コーディネーターはもちろんのこと、包括職員や介護支援専門員、通所介護事業所職員においても一人ひとりが計画推進を担う一員であることを認識し、日々の活動に向きあっていきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者などの分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

自主企画事業のキーコンセプトは、地域住民の皆さまが生み出された「誰もが安全に、安心して、心豊かに暮らせるまち」や「みんなで育てよう暮らしやすいまち みなみせや」をコンセプトとし、その目標が実現されるよう、地区支援チームの一員としてふさわしい自主事業計画の展開となるように努めていきます。

また、地域ケアプラザが行う自主企画事業の対象者は、高齢者が中心となりがちですが、こどもも分野と障害者分野のニーズに応えることも重要と考えています。

当地域ケアプラザにおいても、こどもや青少年が健やかに成長し、さらには障害のある方もノーマライゼーション社会の中で安心して生活が営めるような企画を推進します。

【活動事例・計画】

- ・未就園児と保護者対象の「親と子のフリー広場」、「ちびっこ集まれプラレ〜ヘル」、小学生以下対象の「アフタースクール」などを開催してきました。

「親と子のフリー広場」では、就労のため保育園やプレ保育に通う子どもが増えていることから、地域の中での仲間づくり、孤立化防止に努めます。また、施設利用登録団体や地域の活動団体の協力を得ながら子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりと世代間交流を目的として開催していきます。

- ・特別支援学校や個別支援級の中だけではなく、地域の中で当事者（及び保護者）同士がつながり、更には近隣とつながる事の大切さを伝える事を目的とし、区役所や基幹相談支援センターなどと連携し、学齢障がい児の保護者を対象とした講座や交流会などを企画していきます。
- ・地域ケアプラザへ来所される機会の少ない地域住民（特に若い世代）が参加される機会となるよう「秋のケアプラザ祭り」を開催しています。施設利用登録団体の発表や地域の活動団体の出店があり、多世代の交流の場となっています。年々参加団体も増え、より多くの団体が活躍できるよう場の工夫など検討していきます。

今後も活動団体の支援とともに、より地域活動へ繋げられるよう自主事業への参加を通じてボランティア育成に取り組み、さらに地域の交流の場となるよう努めていきます。

イ 福祉保健活動団体などが活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

福祉保健活動団体の皆さまに地域交流事業における施設利用を有効的かつ効率的に利用してもらうことは、地域の福祉保健活動が活発となることにつながると認識しており、公的な施設である地域ケアプラザは、積極的に利用促進に向けた取り組みを行うことが責務であると考えます。現在においても、施設貸出しに向けて取り組んでいる内容の一部を下記に記します。

広報活動

- ・広報紙「ケアプラザだより」の定期発行
- ・ポスター・ちらしの掲示・配布
- ・参加者募集の掲示パネルの設置
- ・各種会合・地域活動におけるPR

スケジュール管理

- ・空き情報の周知
- ・希望時間帯の聞き取り調整

コーディネート

- ・活動支援の中でケアプラザスペース利用案内
- ・部屋の面積と活動内容とのマッチング
- ・活動団体同士の利用日時調整会の開催
- ・健康促進に繋がるケアプラザ備品の貸し出し
- ・部屋の施設利用だけでなく廊下の壁（「下瀬谷ギャラリー」）を含め有効スペースの活用

環境整備

- ・アンケートを反映した利用しやすい心地よい雰囲気づくり
- ・スタッフマナー向上
- ・綺麗な施設
- ・衛生管理として消毒器設置や換気

なお、有償で施設を貸出す団体に対しては、福祉保健団体へ活動につながるよう積極的に働きかけていきます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

ボランティア活動の現状を分析すると、担い手の固定化や高齢化により活動されている方の負担増が見受けられ、将来的に活動量が停滞・継続困難な状況が不安視されています。そこで当地域ケアプラザが心掛けている取り組みは次のとおりです。

ボランティア活動へつなげるためのアプローチと育成

自分の趣味や特技が地域におけるボランティアになりうる可能性を示唆し、『自分のため』と『人のため』が一致し、喜びや満足感が得られるボランティア活動になるよう支援しています。

ケアプラザの施設利用を希望する方に対し呼びかけを行い、きっかけをつくり、つなげていきます。あくまでも、活動される方の意向を最大限尊重しながら、より慎重にすすめていきます。

また、参加しやすくイメージしやすい活動から入り、ボランティア活動へのハードルを下げる事で、新たな活動へ挑戦するきっかけとなり、活動の幅が広がると考え、参加しやすい活動ができるよう支援していきます。

学生～就労世代へのアプローチ

若い世代の地域での活躍の場を増やすことを意識し、エリア内の小中学校と連携しながら児童・生徒及び保護者へのアプローチを行っていきます。また、高校生以上の世代との関わりを持つことも意識し、区内にある高校や大学のボランティア窓口と連携し、新たなボランティアの発掘に努めます。

エ 福祉保健活動などに関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材などの情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

福祉・保健活動などに関する情報収集及び情報提供の課題としては、区内で様々な活動が展開されているにも関わらず、その情報が必要な方に届いていない可能性が挙げられます。

最新の地域情報を収集・把握し、地域住民の暮らしに役立つ地域活動の情報発信に努めます。また、得られた情報と提供については発信後の情報の管理運用にも細心の注意を払い、見直しと更新を行いながら適正な情報提供をしていきます。

具体的には、連合自治会・地区社協などの地域会議の参加を通じ、顔の見える関係づくりを進めて現在取り組んでいる情報や困っていることを収集し、区役所や包括、区社協、地区支援チームなどで共有し、改善に向け協力していきます。

福祉保健活動団体や人材などに関する情報収集については、住民主体の活動に参加した際や、地域住民との会話などにもアンテナを張り、常に情報把握に努めています。

把握した情報は、公開できるものについては、横浜市の地域活動・サービスデータベースへの掲載や、区内の生活支援コーディネーターが中心となり発行しているインフォーマルマップに集約するなどして情報提供を行っています。また、幅広い層への情報提供のツールとして SNS を

活用し、インスタグラムやLINE、YouTubeでも活動団体などの情報を発信しています。

その他、「ケアプラザだより」については、ケアプラザの情報発信に留まらず地域における福祉保健に関する情報も地域に伝えていきます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

生活上のニーズを把握する方法について

【瀬谷第二地区】

中原街道、厚木街道、環状4号に囲まれた区域は市営橋戸原ハイツ、市営橋戸ハイツ、県営橋戸原団地の公営住宅や小規模分譲集合住宅などからなる新興自治会が集まっていますが、その他のエリアは基本的には旧来から続く大きな町内会を中心に、そこから分かれた分譲地や集合住宅などからなる自治会が点在しています。サロン活動やラジオ体操が盛んに行われ、元気な高齢者が多い地区となっています。

また、連合自治会が立ち上げた生活支援ボランティアグループ連絡会への参加を通じ、支援にあたっている方の声を聴くことで、地域の高齢者のニーズ把握と分析を行っています。

【南瀬谷地区】

地区の北部は大規模な公営住宅（市営南台ハイツ）があり、南側は戸建てを中心とした構成で、公営住宅と戸建て住宅が共存する地区となっています。

地区には移送サービスや介護予防ミニデイサロン、認知症カフェなどを運営しているNPO法人があり、これらの活動支援を行いながら、そこに集う高齢者のニーズ把握にも努めています。

南瀬谷地区は、地区社協の活動も活発に行われており、地域と深く繋がりながら、連合と地区社協が両輪となり地域を支えています。

【両地区共通】

新たな地域活動人材の創出と地域住民のニーズ把握も目的の一つとして、生活支援体制整備事業では自主事業として、男性を対象とした場や、趣味を活かしたボランティア活動など、多様な場づくりを行い、参加者から幅広く生活上のニーズを把握するように心がけています。

地区社協役員会、民児協定例会への参加も地域課題の把握に役立っています。

生活支援コーディネーターとして、要支援の高齢者の人数把握にも努めています。さらにその人々のサービス利用状況を行政資料なども活用しながらできる限り把握しています。

また、サロンへの参加や定例ケア会議の場などからも個別事例を収集し、生活上のニーズを把握します。一番身近な高齢者が集うサロンなどへ出向いてのヒアリング調査は高齢者と直接接する機会となり、細やかな生活ニーズの把握が行いやすく、相手との関係性を築く良い機会としても活用できますので、積極的に参加していきます。

生活上のニーズを分析する方法について

前項目で把握した瀬谷第二地区、南瀬谷地区、両地区の生活上のニーズを分析する際には、その記録をもとに分析を行います。

また、地区の高齢者数と要支援・要介護認定率も把握し、今後の高齢化率の推計とあわせることによって、将来、生活支援を必要とする高齢者がどれ位になるかの分析もあわせて行いながら、各地区の生活上のニーズ分析に取り組みます。各地域の現状や課題、ニーズと照らし合わせて将来像を分析します。

そして、要支援者がどのような生活支援サービスを利用しているかの分析が、生活支援体制整備事業の中では重要であると捉えています。

地域で助け合い活動を進めて行くには、漠然と地域で助け合っていきましょう、と声を掛けられても戸惑う住民の方もいます。そのため、具体的に各地区でどのような支援を必要とする人がどの程度いるのかを明確にし、その上で地域住民にできること、できないことを話し合う場を設定できたらと考えています。

ただし、要支援者の中には、地域住民ではなく福祉専門職にお願いしたいという方もいたり、今後支援を必要とする方々もいますので、現在のサービス利用状況がそのまま固定した生活支援ニーズではないことを踏まえた上で分析していきます。また地区概況シートも活用しながら分析を行っていきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人など、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

生活支援コーディネーターとして、高齢者の生活支援に活用できる地区内の多様な主体による活動やサービス及び社会資源を把握することにより、関係者のネットワークづくりやマッチングが可能となります。さらに把握した住民ニーズと照らし合わせると、今後どのようなサービス開発が必要なのかが見えてきます。

社会資源の把握について

多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握は、生活支援コーディネーターだけが行うのではなく、行政や区社協、包括などが既に持っている情報もあるため、それらを共有してもらいながら進めます。外出の際は行きと帰りでは別の道を通るように心がけ、できる限り多くの企業や商店、自宅の軒先で野菜を販売しているような場所など小さな情報も把握し、写真におさめるなどして、住所や連絡先など控えてデータ化しています。

社会資源とは「支援に活用できるヒト、モノ、財源、情報」です。担当区域内に限らず、隣接地域の社会資源の把握も必要です。

ボランティア団体やNPOの活動内容は多岐に亘りますが、現在は高齢者関係の活動を行っていないボランティア団体やNPOでも、今後連携するなど、新たな活動の提案をしていくこともできますので、協働できる可能性を探る観点から把握していくことも大切と考え、インターネットから近隣企業などの情報を得ることも行っています。

分析方法について

把握した社会資源を分析するにあたっては、「社会資源の一覧表」や「インフォーマルマップ」づくりをします。分析するために、まずは把握した多様な主体による活動・サービス及び社会資源をマップ化するなどして「見える化」します。「見える化」の方法は、白地図にマーカーや色鉛筆などで着色する方法、地理情報システム（GIS）による分析方法などを活用しています。

把握・確認した社会資源の情報をわかりやすくリストやマップにまとめるプロセスを通して、地域に不足する資源や地域課題が見えるよう努めていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民などと共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

生活支援体制整備事業は、たとえ重度の要介護状態になっても、最後まで住み慣れた地域や自宅で、自分らしい暮らしを続けることができる体制を整備していきます。そのために「協議体」の開催は不可欠です。「協議体」では、共助を中心とした地域づくりを住民主体ですすめています。

当地域ケアプラザの生活支援体制整備事業では、自主事業として毎月開催している「男の防災まちづくり会議」を独自開催の協議体として位置付けています。立ち上げ当初は「地域支え愛まちづくり会議」として実施していましたが、男性の参加者がほとんどであり、数年間毎月協議を重ねてきた結果、誰もが我が事となり得る「防災」をテーマに、防災に強いまちづくりを目指したい、とのことで事業名を変えて継続しています。

協議体の構成員は、単に充て職による人選や閉鎖的な運営では住民はついてきませんので、「このまちを皆で良くしていきたい」と熱く願う人の参加が不可欠です。ふさわしい人をきちんと選べるかどうか、仕組みづくりの成功につながります。地域で既にいくつもの役を担い、多忙な方をお願いするのではなく、チラシなどで広く周知するなどして呼びかけています。チラシ配布以外にも、「この人」と思う人にお声掛けし、多様性に富んだメンバー構成を目指すようにしています。

また、地域の既存の会議を協議体として位置付けているものもあります。南瀬谷地区の「南瀬谷地域福祉保健計画推進協議会企画委員会」がこれにあたります。「目指す地域像」を皆で話していくことで、「共に地域をつくる」共通意識を深めています。

今後もこのような取り組みを行なっていきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援及びその成果の把握方法について、具体的に記載してください。

区内居宅介護支援事業所のケアマネジャーを対象とした研修会などでインフォーマルサービスの紹介を行わせてもらうなどして、居宅介護支援事業所との関係性を数年がかりで築いてきました。少しずつ生活支援コーディネーターを認識してもらえるようになり、ケアマネジャーからの相談も増えつつあります。今後も継続して行っています。

「地域の集いの場に遇わせたいが近くに何もないか」「庭木の手入れをしてくれるボランティア団体を紹介して欲しい」などの依頼があると、その方の状況などを詳しく聞き取りし、資源とマッチングをして紹介させていただいています。その後お礼の連絡をいただくこともあり、成果の把握にも繋がっています。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

担当エリアの地域性

【瀬谷第二地区】

環状4号線と厚木街道に囲まれ、境川と相沢川にはさまれた地域で、集合住宅と戸建て住宅が混在しています。戸建ての住人は古くからの住人が多くなっています。環状4号線沿いには商店や大型スーパー、クリニックビルなどの医療機関が多くあり地域で暮らす高齢者を支えています。

単一自治会での活動やサロン、老人会などの活動や連合町内会や地区社協の活動も活発で連合町内会独自のボランティア活動や単一自治会でもボランティア活動を行っています。連合町内会・地区社協で認知症を通じた見守り活動のため認知症講演会なども行っており、地域活動に高い意識で取り組んでいます。

【南瀬谷地区】

北部には集合住宅、南部には戸建て住宅が多く南北に長い地域です。戸建て住宅は団塊の世代の方が多く住んでいたため、現在は空き家となっている住宅も多くなっています。集合住宅の住民は近くにスーパーがないためバスで買い物に出かける方が多いですが、南部の方は近隣の大型スーパーで買い物を行っています。地域では4か所のサロンや介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）に認知症カフェも行われており、体操やカラオケ、レクリエーションなど、幅広く開催されています。

担当エリア全体の地域性として、当地域ケアプラザのエリアには3つの公営団地と2つの民営団地があり、高齢者人口が瀬谷区内でも多く、ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦世帯も増加傾向にあります。しかし、当地域ケアプラザの立地場所は崖地にあるため「相談したいけど坂がきつからいけない」といった声が聞かれるなど、高齢の相談者がやや来所しづらい環境にあると認識しています。

総合相談支援事業の取り組み

- ・上記状況を踏まえ訪問による相談対応を積極的に行っていきます。また、地域で実施しているサロンや行事などに積極的に参加し、その際に相談機能を周知しそのまま相談の対応を行ったり、メールやオンライン相談も実施していることも広報誌などに広く周知し、相談者のニーズに合わせた相談対応を行っていきます。
- ・両地区の民児協の定例会に出席し、民生児童委員と「顔の見える相談しやすい関係」を築いてきました。地域の身近な相談員である民生児童委員と日常的に連携をとりながら、より多くの相談に対応していきます。
- ・南瀬谷地区の市営住宅の『高齢者用市営住宅など生活援助員派遣事業（LSA）』を当法人が受託しているため、生活援助員との関係が構築されており、より連携が取りやすい体制にあります。LSAが把握した方の相談を包括で引き受けたり、日常的に見守りを要する方をLSAに担当してもらうなどの連携を引き続き行っていきます。
- ・「顔の見える関係づくり」が相談しやすい環境を整えるうえで何よりも大切だと考えています。今後も継続的に地域で実施しているサロンやシニアクラブなど、高齢者が地域で集まる場に積極的に顔を出させていただき、包括がより身近に感じて頂けるような関係を構築していきます。

総合相談業務では、本人・家族の漠然とした疑問や不安に対して、プライバシーに配慮した落ち着いた環境で、誠意を持って傾聴・受容する事から始まります。地域から寄せられる相談にはワンストップサービスの相談窓口として、相談記録を細かく記載することで、担当者不在時にもスムーズに切れ目のない相談対応を行えるようにしています。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

当包括で受ける認知症に関する相談が年々増加傾向となっています。認知症は本人だけでなく、家族にとっても戸惑いや不安が大きく、相談ではそのような本人や家族の気持ちに寄り添いながら支援を進めていきます。支援にあたって、地域の特徴や家族構成などを理解しながら、本人や家族が安心して過ごせるように個別の支援と地域づくりの両輪で取り組んでいきます。

早期発見と継続的な支援

- ・認知症が疑われるがサービスにつながらず孤立している方に対して、介護予防事業や認知症カフェなどへの参加を促し、継続的な支援体制を構築します。
- ・認知症が疑われる方に対して、認知症初期集中支援チームと連携し、早期に医療につなげるための体制づくりをすすめます。
- ・認知症の正しい理解を進めるため、介護者のつどいや認知症理解のための講座などを開催し、介護者への支援を行っていきます。

身近な場所での普及啓発

- ・認知症に関する講座や介護者のつどいは定期的に開催しているものの、既に知識を有する意識の高い方の参加が多く、また参加者が固定化傾向のため、町内会館などで行われている団体の定例会議やサロンなどに出向き、認知症に関する講座などを実施し、普及啓発をしています。
- ・協力医や地域の医療機関とも連携し、上記講座などを行っていけるよう企画していきます。

地域での普及啓発、見守り体制づくり

- ・当地域ケアプラザエリア内にある2つの小学校と連携し、福祉教育の一環として毎年「認知症サポーター養成講座」を実施しています。
- ・出張形式による「高齢者見守りキーホルダー」登録会を必要に応じて実施しています。また地域サロンや自治会の会議などでも上記に加えて、徘徊高齢者の発見を目的とした「瀬谷区認知症高齢者などSOSネットワーク」についても積極的に周知していきます。
- ・「瀬谷区認知症医療連携検討会」に出席し、瀬谷区医師会所属の医師、瀬谷区役所、瀬谷区内にある包括、瀬谷区ケアマネットの方々と認知症の方に対する支援の在り方を検討したり、当地域ケアプラザの担当エリア内にある医療機関などに訪問し、認知症の患者に対する支援方法の確認や包括との顔の見える関係づくりの構築を行っていきます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障害をもつ子と高齢の親世帯が区内でも非常に多い地域であり、増加傾向にあり、権利擁護業務の相談内容についても多様化してきています。

地域の中で安心して過ごしていくために個別の支援とともに地域に向けた支援を展開していきます。また、認知機能の低下や虐待などによる恐怖心から自ら訴えることが難しい方もいるため、地域での支援、見守りが必要となってきます。高齢者などの心身状況や生活状況の小さな変化も見逃さずに素早く支援できるように近隣住民や民生児童委員、介護サービス事業者、行政機関、専門職などによるネットワークを構築していきます。

成年後見制度について

身寄りのない方が認知症を発症し、金銭管理や様々な手続きができず、生活に支障が出ている方などのケースを瀬谷区役所の地区担当と協働して、成年後見制度利用につなげるなどの相談対応を行っています。

認知症になってしまい生活が困難になってしまった方の相談に応じ、権利を擁護することも大切ですが、判断能力があるうちに任意後見制度につなげることで、本人の望む人生を送ることができるため、地域住民に広く成年後見制度を普及することを目的に講演会を行っていきます。

また、サロンなどに出向き参加者に周知をはかっていきます。関連して「遺言・相続に関する

講演会」の企画や「エンディングノート」の活用を促すため、エンディングノート書き方講座を行い、将来どのように生活していきたいかイメージしてもらえよう努めます。

高齢者虐待防止・対応

高齢者虐待を未然に防ぐには高齢者や養護者などが地域から孤立することなく、日ごろから支えあい、見守りあう関係を築くことが重要となります。受け付ける相談はケアマネジャーや介護サービス事業者からの相談が主となりますが、地域の高齢者支援の最前線にいる民生児童委員や地域住民へ包括が対応窓口であることを広く周知していき、また、福祉関係者と顔の見える関係を築くことで、通報しやすい環境整備を進めていきます。

通報があった場合や虐待リスクが高いケース、虐待が疑われるケースを発見した際は、速やかに順谷区役所担当職員や警察などの関係機関に連絡し、協働して対応していきいます。

また、虐待予防には介護者を責めるのではなく、支援していく姿勢が必要です。介護者のつどいを定期的に実施し、介護者が話し合うことで、同じ状況を共有し負担を軽減できるようにしていきます。虐待対応には専門的な知識、経験が必要なため、内外の研修に積極的に参加して自己研鑽に努めます。

消費者被害、詐欺被害の防止

全国的に増加している悪質商法による消費者被害や詐欺などの被害を防ぐために、消費生活総合センターや消費生活推進員、警察署と連携して、講演会の実施をしていきます。また、サロンなどに出向いた際に、ミニ講話とパンフレットの配布を引き続き行っています。日々手口が巧妙化しているため、最新情報が入り次第、施設内の掲示板なども活用して、情報を発信していきます。消費者被害の相談を受けた際には、クーリングオフの対応や消費生活総合センターにつなげるなどの適切な対応を行います。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業など

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業などをどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

包括的・継続的支援事業は2つの柱「個別支援」と「環境整備」を担います。以下を行うことで、長く地域で活躍できる支援者が育成され、ネットワークの構築及び強化につながることを意識して取り組んでいきます。

ケアマネジャーに対する個別支援

「個別支援」では日頃ケアマネジャーからの個別相談への助言と必要に応じて訪問に同行して、ケースと一緒に関わるなど、包括職員全職種が連携して行っています。エリア内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーが気軽に相談できるよう、介護予防支援事業の委託により、定期的に顔を合わせるなかで、インフォーマルサービスの情報を提供したり、困っていることがないか声掛けするなどしています。

ケアマネジャーが活動しやすい環境整備

「環境整備」では関係機関が連携し、ネットワーク構築と効果ができることに主眼を置き、ケアマネジャーが地域の特性を知り、活動しやすくなるように「民生児童委員とケアマネジャーの意見交換会」を開催しています。

また、地域ケア会議を活用して、個別に相談を受けたケースを取り上げ、地域の多職種で検討する体制を整えています。民生児童委員などから、個別ケースの相談があった場合にも間に入って連絡調整を行っています。ケアマネジャーから地域住民主体のインフォーマルサービス（ボランティア、配食サービスなど）の希望や介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）の活動の見学などの希望があった際も同様に間に入って連絡調整を行っています。

ケアマネジャー育成支援

新たに瀬谷区で活動を始めるケアマネジャーが安心して仕事を継続できるよう、専門外と思われるが必要な知識である介護保険以外の制度やインフォーマルサービスの情報提供やケアプランの作り方について研修を行っています。

また、業務で困ったことがあった時に相談しやすいよう、研修や定例会など様々な機会をとらえて、声をかけるなど信頼関係を構築しています。

■在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の連携を促進することを目的に下記内容を継続的行っていきます。

施設協力医とケアマネジャーの勉強会

施設協力医の協力により、医師とケアマネジャーの勉強会を毎月1回行っています。ケアマネジャーが実践的な医療知識を習得することができ、また、個別の担当ケースの相談により訪問診療につながるなどの効果もあるなど、医師と顔の見える相談しやすい関係を築く場にもなっています。

瀬谷まる office サポートネットワーク

近隣の医療機関や医師会、その他介護サービス従事者で情報共有や意見交換を通じて円滑な地域包括ケアの推進を図ります。

三師会とケアマネジャーの勉強会

瀬谷区内の、医師会、薬剤師会、歯科医師会とケアマネジャーの勉強会を通して顔の見える関係づくりをしていきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、地域ケア会議の実施回数を含め、具体的に記載してください。

支援が必要な高齢者に適切な支援が届くように、地域住民と関係者を含む専門職などが集まり、課題抽出と解決に向けた検討を重ね、暮らしやすい地域づくりを推進していくために地域ケア会議を行っています。

個別地域ケア会議

個別地域ケア会議は年3回実施しています。ケアマネジャーや介護サービスにつながない方の対応を医療福祉の専門職に加えて、民生児童委員や地域住民、郵便局員など多種多様な方に集ってもらい、多角的に課題解決に向けて意見交換を行いました。

専門職だけでは知ることの出来なかった、日常生活における対象者の状況を参加者から聞くことができたり、隠れていた地域資源を把握することができました。また会議をきっかけに新たな地域のネットワークが形成されるなど、貴重な機会となっています。今後も継続して行っていきます。

包括レベル地域ケア会議

包括レベル地域ケア会議を年1回開催しています。具体的には地域の共通の課題となっている案件に対して、地域住民、包括職員だけでなく、生活支援コーディネーターや地域交流コーディネーターの参加もうながし、話し合いを行う中で課題を抽出しました。

個別地域ケア会議や包括レベル地域ケア会議を通じて、顔の見える関係づくりを続けていき、ネットワークを広げることで、地域で暮らす高齢者支援をより強めていきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成について記載してください。また、業務委託をする場合の基準や、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び事業者に対する具体的な支援内容の計画について記載してください。

人員の確保・育成

包括の3職種で業務を実施しています。その他、当地域ケアプラザ内外の指定居宅介護支援事業所へ業務委託を行っています。包括職員は横浜市が実施する介護予防ケアマネジメントに係る研修に積極的に参加し、ケアマネジメント手法、知識の向上を図っています。また、業務委託先であるケアマネジャーに向けて、包括主催で介護予防ケアマネジメント研修を開催したり、地域ケア会議などの様々な機会を活用し、インフォーマルサービスを活用した目的志向型のケアプランについて検討するなどにより、ケアマネジメントの質の向上に努めます。また、契約時や担当者会議開催時に同行して、ケアプラン作成の適切な助言を行います。

業務委託先の選定方法

委託を行う居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所の選定については、対象者と家族の意向を第一とし、横浜市監修の「ハートページ」や「新規ケアプラン受託可能事業所一覧」などの資料を用いた幅広い情報提供を行い公正・中立な立場で選択してもらっています。

事業者に対する具体的な支援内容

業務委託のケースについては、担当ケアマネジャーとの密な連携により中立な立場での計画への評価・助言を行うと共に適切な給付管理が行われるよう、サービスの利用実績の確認や必要に応じた担当ケアマネジャーへの聞き取り・確認を行います。

また、支援が困難なケースについては、瀬谷区高齢障害支援課や関係機関と相談、連携しながら課題解決に向けたケアマネジャーへの後方支援を行います。

要支援の方に関しては、介護保険サービスのみならず、利用者が地域と共存しながら生活するために地域のインフォーマルサービスの果たす役割が大きくなっています。

担当ケアマネジャーに地域のインフォーマルサービスをまとめた資料を提供したり、橋渡しを行うなどのコーディネートを行うなどの支援を行っています。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援などの介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

高齢者を年齢や心身の状況などによって分けることなく、住民主体の居場所を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や居場所が継続的に拡大していくような地域づくり（介護予防拠点づくり）を推進します。さらに地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する方にも協力してもらい、自立支援に資する取り組みを推進します。

要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築し、横浜市の一般介護予防事業の理念に基づき、瀬谷区役所と連携し、地域課題に取り組んでいきます。

介護予防に関する普及啓発

65歳以上の高齢者を対象に、運動ロコモの予防・口腔機能向上・栄養改善・認知症予防などを中心に介護予防活動のきっかけづくりとなる講座を実施しています。

講座の開催にあたっては、当地域ケアプラザだけでなくとどまらず、身近な場所で取り組むことができ、集える場所になるよう各エリアでの開催を推進し、現在町内会館など5ヶ所において、定例的に継続開催し、多くの方が参加されています。

講座を継続開催することによって参加者を継続的にフォローしていくと共に、地域の担い手となる方と共働することで地域に密着した拠点づくりを目指しています。

口腔機能の向上を目的にプロジェクトを立ち上げ「下瀬谷スマイル体操」・評価（舌口唇機能検査・嚥下機能検査・オーラルフレイルチェック）を定期的に行って、その結果をもとに協力講師と相談しながら、今後の取り組みを検討しています。

清舌良くなる歌を歌う、トレーニング用吹き戻しを導入するなど、継続的に日常生活に取り組めるものを提供して、習慣化を図っていきます。

元気づくりステーション

現在担当地域内に3カ所の元気づくりステーションがあります。

コロナ禍で一時活動を自粛していましたが、参加者の強い希望により、早い段階から活動を再開し、現在に至ります。平均して約30名程度の方が参加しています。

年間計画やイベント企画のアドバイスや講師の調整など地域に根ざした活動を継続できるよう支援していきます。

地域における介護予防活動の支援

担当地域には介護予防活動を行う自主運動グループ・ラジオ体操グループなどが複数存在しています。

- ・今後も継続してもらうために新たなプログラムを提供する運動講習を開催し、質の向上をはかっていきます。
- ・長年継続されている高齢者サロン・老人会が参加者・担い手の高齢化に伴い運営継続が難しい状況が課題ではありますが、担い手・参加者一緒に盛り上げ活動を継続できるよう専門職員を派遣し企画、運営の助言を行うなど支援していきます。
- ・高齢者サロン・老人会も地域の集いの場にとどまらず、介護予防拠点になれるよう継続支援をしていく必要があり、そのため地区社協と毎年交流会を開催し、活動内容の提案や、意見交換を行う機会をもつなどの支援をしていきます。
- ・新たな介護予防普及強化を推進する人材として、民生児童委員の方々に協力していただいています。地域の高齢者の身近な相談者として、介護予防普及強化アピール大使になってもらい、見守り訪問時に「介護マップ（自主グループなどの情報をまとめたもの）」を配布してもらっています。また「フレイル予防」の研修を民生児童委員向けに実施し、その研修で得た情報を発信してもらっています。地域住民と一緒に周知の拡充を図っていきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

多職種協働による地域包括支援センターネットワークを構築していくにあたり、地域ケア会議の開催が重要になってくると考えています。

個別の相談や介護予防を取り組む中で地域をつなぎ個々の高齢者の課題を適切に援助できる体制を構築するために包括の保健師職、社会福祉士、主任ケアマネジャーが縦割りで業務を行わず、専門性と技能を活かしながら連携を図っていきます。さらに生活支援・地域活動交流の両コーディネーターとの情報共有や相互の助言を通じて、地域包括支援センターネットワークの構築に役立てていきます。

また、新たな協働グループとして連合町内会、地区社協、民児協などの各種地域団体のほか、地域にある介護サービス事業者や医療機関、民間事業者などと積極的に顔の見える関係づくりを行い、支援が必要になった高齢者が明らかになった時には、その支援のために関係者が協働し、構築されたネットワークを最大限に活かしながら支援に取り組んでいきます。

【具体的な取り組み】

地域ケア会議の開催

ネットワーク構築のための手法として地域ケア会議を活用していきます。個別課題、地域課題においてフォーマル・インフォーマルを問わず、多様な視点が交えるように関係者との顔の見える関係づくりに取り組んでいきます。

民生委員児童委員との連携

定例で開催されている民児協定例会に参加させてもらい、情報と課題の共有及びケアプラザからの情報提供を行っていきます。また、民生児童委員とケアマネジャー懇談会（連絡会）を開催し、相互に相談ができる、顔の見える関係づくりや相互理解に寄与することで、必要な支援が行き届く地域づくりをしていきます。

地区社会福祉協議会、協議体との連携

地区社協、協議体の定例会に所長、生活支援・地域活動交流コーディネーターが担当を受け持ち各定例会に出席し、各地区の課題を共有していきます。援助を必要とする高齢者などがネットワークの活用ができるように情報提供を行い、必要な支援につないでいきます。介護保険制度が施行されてから、高齢者の支援は介護サービスに偏る傾向がありますが、地域ケアプラザが「地域に根ざすより身近な場所」であることを活かし、個別の相談や介護予防の取り組みと地域やインフォーマルサービスをつなぐことで、個々の高齢者が解決すべき課題に対して適切な支援体制を構築できると認識しています。

医療と福祉の連携

当地域ケアプラザの協力医には常日頃から、個別ケースの相談を受けてもらっており、相談できる体制・関係ができています。毎月「施設協力医とケアマネジャーの勉強会」を行っており、医師と地域のケアマネジャーが顔の見える関係を築いており、個別の案件で日常的に相談するなどネットワークが構築されています。

また区内のケアプラザと協働し、医療と福祉の連携を密に行うことを目的に「瀬谷区認知症医療検討会」を年複数回開催しています。さらに「瀬谷区三師会」・「瀬谷区ケアマネジャー連絡会」・「地域包括支援センター主任ケアマネジャー」共催で交流会を実施し、医療と福祉関係者の顔の見える関係づくりも行っています。

さらに近隣の医療機関・薬局などに個別ケースの報告や事業の案内などのため、訪問することにより顔の見える関係を継続的に築いていきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

公の施設における事業提供を踏まえた運営

本事業は横浜市が整備した地域ケアプラザに併設されることから、公正・中立な運営と透明性の高い管理を厳守していかなければなりません。

特にケアプラン作成においては、自法人に利益を誘導するかのようなマネジメントがなされることが無いようケアマネジャー全員に注意喚起していきます。特定の事業所のサービスがケアプランに集中していないか、毎月同一事業所集中割合を算出し確認しています。

また、ケアプラン作成に際しては中立性を担保するため、複数の介護サービス事業者の資料を

備え、介護ニーズに合わせて利用者及び家族に提示・説明すると共に見学などを調整し、利用者自身が比較検討できるようにしていきます。

さらに対応困難ケース、多問題ケースなどケアマネジメントにおいて、対応に課題が生じるケースの相談が地域住民や行政機関、包括から入った際には、公の施設の使命として積極的に応じていきます。

指定介護予防支援事業者との連携体制

介護予防支援事業者との連携体制については、併設されている介護予防支援事業者のみならず、区内を担当する包括からも、依頼があった際には積極的に委託事業を受け、介護予防事業に貢献できるようにしていきます。

また、介護予防支援事業者が対応に苦慮される支援困難ケースに対しては、包括や行政機関、関係機関や関係団体などとも連携し、必要に応じて同行訪問やサービス担当者会議などを開催し、問題の解決に取り組みます。

なお、ターミナルケアや医療依存度の高いケースは、医療機関やサービス事業所と密に連絡を取り、迅速できめ細やかな対応を心がけます。グリーフケアなど家族支援も行います。

当事業所の特徴について

在籍しているケアマネジャーは、元特別養護老人ホーム相談員や元認知症対応型共同生活介護（グループホーム）施設長、通所介護、訪問介護サービス提供責任者の経験者など多様で豊富な経験を積んでおり、質の高いケアプランの作成を実施しています。

毎週必ず1回実施している会議の中で、ケース対応を共有し、ケアマネジャー間で意見交換をし、お互いの専門性を高め合いながらケアマネジメントを行っています。また、指定管理部門が施設内にあることにより、豊富なインフォーマルサービスや介護サービス、医療機関の情報を随時把握できるため、共有・活用しながら自立支援に向けたケアプラン作成を提供しています。

また、担当ケアマネジャー不在時においても他ケアマネジャーが相談を受けられるよう、情報共有システム（介護ソフト）を用い細やかな記録作成をすると共に上記会議による日常的な情報共有に努めています。さらに相談専用電話（携帯電話）を有しており、24時間相談に応じることのできる体制を整えています。

(6) 通所介護など通所系サービス事業

(ニッぽ、阿久和、中屋敷、下瀬谷地域ケアプラザのみ記載)

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

運営方針

ご利用者一人ひとりがその有する能力において、その人らしい生活が実現でき、出来るだけ住み慣れた地域で生活しつづけられるよう、自己決定と選択を尊重し利用者本位のサービス提供を目指します。また、安全安心な介護サービスが提供できるよう職員の資質向上をはかると共に環境・空間の整備を行います。さらに地域に密着したサービス提供により、エリア内に居住する利用者同士の交流の再開にも繋げるなど、身体機能の向上のみならず精神的な健康・意欲向上に向け取り組みます。

具体的な取り組み・プログラム

- ・看護職員による機能訓練体操の実施。通信カラオケ機器を使用したリズム体操・口腔機能向上体操などの実施
- ・利用者それぞれの今までの生活、趣味、特技などを丁寧に聞き取りし、個別のプログラム（運動・レクリエーション・折り紙・手芸など）の提供
- ・個別のニーズを把握して、マッチングを行い、双方の満足度向上をはかる取り組み
例）将棋や麻雀が好きな方同士をマッチングし、対局してもらうなど
- ・認知症予防を兼ねた工作レクリエーションの実施
- ・地域ボランティアによる囲碁や麻雀相手や趣味を活かした演奏会などの実施による、利用者と地域住民との交流促進
- ・普段飲食店に行くことが困難な方にも楽しんでもらえるよう、バイキングなど特別な食事イベントなどの実施。季節を感じられる特別メニューや手作りおやつを提供
- ・毎月1回実施している職員研修による介護サービスの質的向上

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題などに応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料に関わる収支については公金という観点から透明性が求められることはもちろん、地域福祉増進のために、効率的に支出されるべきと考えています。

人件費について

包括、地域活動交流事業、生活支援体制整備事業における良質なサービスの要は職員であり、人件費が指定管理料の支出経費における割合の多くを占めることは必然であると認識しています。前述のとおり、職員の離職率抑止対策が一定程度の効果を発揮していると思われ「勤続年数が長い職員」が多く在籍していることも一因です。経験豊富な職員のため、地域の皆さまに貢献できていると考えています。

一方、今後の検討課題であると認識しており、課題解決に向けて効率的に業務を行える環境を整えることにより、不必要な残業を抑えるなど適切な方法で経費節減をはかっていきます。

事業費について

包括や地域活動交流で実施する講座などの材料費など受益者負担相当分として、ご理解をいただいたうえで徴収します。限られた予算の中で、地域住民に向けた事業を行うために、サービスの質を落とさずに、すでにある社会資源を活用するなど効率よく事業を行うよう努めていきます。

事務費について

職員に水道光熱費の高騰に対する意識付けを行い、より一層こまめな節電、節水などを心掛けていきます。また、利用者が使用する備品などの定期的な点検を行い、破損する前に早急な修理を心掛けていきます。

管理費について

施設設備・管理などに関わる契約を法人による一括契約により経費の削減を行っていきます。

以上の取り組みを行ったうえでなお事業運営に対して費用支出を要する場合は介護保険事業利用料などの収益を活用して充当していきます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費などを低額に抑える工夫について記載してください。

利用料金の収支の活用について

経験豊富な人材を配置することで、指定管理料に不足が生じた場合には、介護保険事業利用料などの収益を活用して充当していきます。そのうえで生じた収益を地域活動の推進に向けた備品の購入や事業の実施などに活用していきます。

運営費などを低額に抑える工夫について

当法人では限りある予算を必要な事業に配分・執行することで、良質なサービス提供を実現するために、各事業の管理職に留まらず、職員一人ひとりが自ら経営感覚を持って行動するように指導しています。

具体的には消耗品の無駄遣い防止や光熱水費の削減に向けた管理など、日々の小さな積み重ねを意識して経費を低額に抑える様々な工夫をしています。

他の取り組みとしては設備・備品を大切に扱う意識を職員一同が持つように啓発する事で少しでも長く使用できるように指導し、その上で経年劣化や破損してしまった設備については可能な限り法人建設設備部職員（建物管理業務従事経験者）による補修を実施し、不要な支出を抑えるよう努めています。

指定管理料提案書
(横浜市下瀬谷地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	■	12,509,003円	12,633,659円	12,759,770円	12,886,957円	13,002,986円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	630,300円	630,300円	630,300円	630,300円	630,300円
事業費		・自主事業 ・地域のお祭り	□	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
事務費		・旅費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・通信費 ・職員等研修費 ・リース料、地域協力費など	□	3,680,500円	3,680,500円	3,680,500円	3,680,500円	3,680,500円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	9,702,197円	9,702,200円	9,702,200円	9,702,200円	9,702,200円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	124,659円	250,770円	377,957円	493,986円
施設使用料相当額				-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円
合計				25,520,000円	25,520,000円	25,520,000円	25,520,000円	25,520,000円
うち団体本部経費				1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	27,973,061円	28,252,613円	28,534,912円	28,819,910円	29,070,171円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	1,386,800円	1,386,800円	1,386,800円	1,386,800円	1,386,800円
事業費		・自主事業 ・チームオレンジ事業	☐	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
事務費		・旅費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・通信費 ・職員等研修費 ・リース料、地域協力費など	☐	221,639円	221,700円	221,700円	221,700円	221,700円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	2,850,500円	2,850,500円	2,850,500円	2,850,500円	2,850,500円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	-279,613円	-561,912円	-846,910円	-1,097,171円
合計				33,288,000円	33,288,000円	33,288,000円	33,288,000円	33,288,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)
+ (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	■					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□					
事業費		・自主事業	□					
事務費		・消耗品費 ・通信費	□					
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		0円	-44,800円	-90,100円	-135,800円	-182,000円
合計				6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費				600,000円	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		・自主事業	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市下瀬谷地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	25,520,000円	25,520,000円	25,520,000円	25,520,000円	25,520,000円
		地域包括支援 センター運営事業	33,288,000円	33,288,000円	33,288,000円	33,288,000円	33,288,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
		65,147,000円	65,147,000円	65,147,000円	65,147,000円	65,147,000円	
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	9,911,000円	9,911,000円	9,911,000円	9,911,000円	9,911,000円
		居宅介護支援事業	32,548,000円	32,548,000円	32,548,000円	32,548,000円	32,548,000円
		通所系 サービス事業	86,096,000円	86,096,000円	86,096,000円	86,096,000円	86,096,000円
		128,555,000円	128,555,000円	128,555,000円	128,555,000円	128,555,000円	
	その他収入		16,142,000円	16,142,000円	16,142,000円	16,142,000円	16,142,000円
			209,844,000円	209,844,000円	209,844,000円	209,844,000円	
支出	内訳	人件費	163,823,264円	164,272,272円	164,725,982円	165,183,867円	165,596,357円
		事業費	6,654,000円	6,654,000円	6,654,000円	6,654,000円	6,654,000円
		事務費	22,553,039円	22,102,000円	21,660,000円	21,227,000円	20,803,000円
		管理費	12,577,500円	12,577,500円	12,577,500円	12,577,500円	12,577,500円
		その他	2,447,000円	2,447,000円	2,447,000円	2,447,000円	2,447,000円
		208,054,803円	208,052,772円	208,064,482円	208,089,367円	208,077,857円	
	うち団体本部経費	1,600,000円	1,600,000円	1,600,000円	1,600,000円	1,600,000円	
収支			1,789,197円	1,791,228円	1,779,518円	1,754,633円	1,766,143円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書 (横浜市下瀬谷地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	3.7700人	3.7700人	3.7700人	3.7700人
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	0.4600人	0.4600人	0.4600人	0.4600人
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

・地域ケアプラザ所長以外については、地域交流コーディネーターに加え、業務を補佐するサブコーディネーターを日中、夜間に配置、清掃業務を担う職員を配置しています。

・地域包括支援センターについては、基本の3職種職員に加え、加配職員を配置。事務職員と清掃業務を担う職員を配置しています。

団体の概要

(令和7年1月15日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん どうじんかり) 社会福祉法人 同塵会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒233-0016 横浜市港南区下永谷 4-21-10 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式6同意書による)に使用します)
設立年月日	昭和41年 3月
沿革	昭和41年3月 社会福祉法人 同塵会 設立 昭和42年5月 特別養護老人ホーム 芙蓉苑 開設(入所定員50名) ※横浜市で最初となる特別養護老人ホーム 昭和50年4月 芙蓉苑増改築工事竣工(入所定員150名) 昭和53年4月 和光診療所(芙蓉苑併設)開所 昭和53年9月 芙蓉苑在宅高齢者ショートステイ事業開始 昭和57年9月 芙蓉苑在宅高齢者入浴(施設)サービス事業開始 平成元年1月 特別介護棟開所・在宅高齢者デイサービス事業開始 入所定員:160名(寝たきり高齢者140名、認知症高齢者20名) ショートステイ:20名(寝たきり高齢者10名、認知症高齢者10名) 平成3年3月 芙蓉苑高齢者配食サービス事業開始 平成3年7月 芙蓉苑全面増改築工事竣工 平成8年12月 いずみ芙蓉苑開所(泉区)入所定員:50名 ショートステイ10名 平成9年6月 いずみ芙蓉苑全面開所 入所定員:80名(寝たきり高齢者40名、認知症高齢者40名) ショートステイ:20名(寝たきり高齢者10名、認知症高齢者10名) 平成9年9月 いずみ芙蓉苑認知症高齢者デイサービス事業開始 平成9年10月 芙蓉苑在宅介護支援センター事業開始 平成10年9月 横浜市下永谷地域ケアプラザ開所(港南区) 平成10年10月 芙蓉苑ホームヘルプサービス(滞在型・24時間巡回型)事業開始 いずみ芙蓉苑ホームヘルプサービス(滞在型・24時間巡回型)/高齢者配食サービス事業開始 横浜山下永谷地域ケアプラザ在宅介護支援センター事業開始

平成 11 年 7 月	横浜市下永谷地域ケアプラザホリデイサービス事業開始
平成 11 年 9 月	芙蓉苑・いずみ芙蓉苑ホリデイサービス事業開始
平成 11 年 12 月	介護保険制度施行に伴い、芙蓉苑・いずみ芙蓉苑・横浜市下永谷地域 ケアプラザが居宅介護支援事業所指定
平成 12 年 1 月	介護保険制度施行に伴い、各種在宅福祉サービス及び施設サービスの 事業者指定を受ける
平成 12 年 4 月	芙蓉苑・いずみ芙蓉苑にて、横浜市自立支援、在宅生活支援、障害 者・難病患者等ホームヘルプ（滞在型・巡回型）事業開始
	※いずみ芙蓉苑は滞在型のみ
平成 12 年 10 月	横浜市富岡地域ケアプラザ開所（金沢区）
平成 13 年 8 月	横浜市下瀬谷地域ケアプラザ開所（瀬谷区）
平成 13 年 9 月	横浜市笠間地域ケアプラザ開所（栄区）
平成 14 年 1 月	芙蓉苑建て替え事業計画着工
～平成 15 年 3 月	芙蓉苑一期工事竣工
平成 16 年 4 月	芙蓉苑全面改築工事竣工
平成 16 年 11 月	赤い屋根保育園開園（港南区）
平成 17 年 3 月	グループホーム日限山ホーム開所（港南区）（定員 18 名）
平成 17 年 12 月	特別養護老人ホーム サンバレー開所（港南区） （入所：100 名 ショート：30 名）
平成 19 年 5 月	特別養護老人ホーム新磯子ホーム開所（磯子区） （入所：120 名 ショート：10 名）
平成 21 年 4 月	チェリーガーデン保育園開園（港南区）
平成 24 年 4 月	特別養護老人ホームリバーサイドフェニックス開所（南区） （入所：90 名 ショート：10 名）
平成 24 年 8 月	ゲートタワーローズ保育園開園（川崎市幸区）
平成 25 年 4 月	中野島フレンズ保育園開園（川崎市多摩区） 鶴見すずらん保育園開園（鶴見区）
平成 27 年 10 月	特別養護老人ホーム花見川フェニックス開所（千葉市花見川区） （入所：110 名 ショート：30 名）
平成 28 年 4 月	特別養護老人ホーム境町フェニックス開所（川崎市川崎区） （入所：120 名 ショート：20 名） 境町バイナッブル保育園開園（川崎市川崎区） 小向さくら保育園開園（川崎市幸区） 横浜市日限山地域ケアプラザ開所（港南区）
平成 30 年 4 月	目黒かえで保育園開園（東京都目黒区）
令和元年 5 月	特別養護老人ホーム日野サザンポート開所（港南区） （入所：130 名 ショート 10 名）
令和 6 年 7 月	横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ ・横浜市上永谷駅前コミュニティーハウス開所（港南区）

事業内容等	第一種社会福祉事業 ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 第二種社会福祉事業 ①短期入所生活介護（ショートステイ） ②通所介護（デイサービス） ③訪問介護（ホームヘルプ） ④認知症対応型生活介護（グループホーム） ⑤居宅介護支援事業所 ⑥身体障害者居宅介護事業 ⑦障害者重度訪問介護事業 ⑧保育所 ⑨子育て支援事業 指定管理事業 ①地域包括支援センター ②地域活動交流事業 ③生活支援体制整備事業 ④コミュニティハウス			
財務状況 ※直近3か年 の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	8,112,681,058	8,423,000,918	8,759,035,800
	総支出	8,222,461,588	8,425,031,395	8,654,876,142
	当期収支差額	△109,780,530	△2,030,477	104,159,658
	次期繰越収支差額	1,808,379,560	1,806,349,083	1,910,508,741
連絡担当者	【所 属】 XXXXXXXXXX 【氏 名】 XXXXXXXXXX 【電 話】 XXXXXXXXXX 【FAX】 XXXXXXXXXX 【E-mail】 XXXXXXXXXX			
特記事項				